

千葉市公告第 278 号

千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱第 3 条 3 項の規定により、谷津田等の保全区域の指定を次のとおり変更したので公告します。

令和 5 年 3 月 23 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 保全区域の指定の概要

(1) 指定する保全区域の名称

下大和田（猿橋）地区（千葉市緑区下大和田町及び若葉区中野町）

(2) 指定する保全区域の地番

変更前	千葉市緑区下大和田町 1314番2、1323番、1339番、1341番1、1342番3 千葉市若葉区中野町 30番2、30番5、31番1、33番1、33番2、33番4、33番5、34番1、35番1、36番1、36番2、36番3、36番7、36番8 計19筆
変更後	千葉市緑区下大和田町 1323番、1339番、 千葉市若葉区中野町 30番2、30番5、31番1、33番1、33番2、33番4、33番5、34番1、35番1、36番1、36番2、36番3、36番7、36番8 計16筆

(3) 指定する保全区域の面積

変更前	18,445平方メートル
変更後	16,082平方メートル